文京区シニアフィットネス事業に関する基準

**１．人員に関する基準**

⑴　従事者の員数（最低必要従事者）

本事業において事業を実施するに当たり、１名以上の従事者を配置すること。また、区との調整、報告等を行う際に対応できる担当者（従事者と兼務可）を配置すること。なお、参加人数や参加者の状況等により運営・実施にリスクが伴うと考えられる場合は、従事者を増やす等の措置を行うこと。

⑵　従事者の資格

従事者については介護予防に関する知識・経験が十分にあり、身体面・心理面においても高齢者を理解した上で、介護予防に取り組めるものであること。

なお、特段の資格の定めのある場合を除き、資格要件の定めは設けないが、必要に応じて区が従事者の保持資格等を求める場合がある。

**２．運営・実施に関する基準**

⑴　申請者の資格

本事業に申請できる事業者は、以下のとおりとする。

ア　下記「⑵活動内容」に関するものについて、１年以上の実績があること。

イ　定款・規約・会則等に基づいて活動を行っていること。

ウ　申請の時点で５名以上の会員が所属していること。

エ　政治団体、宗教団体、暴力団体及び団員が所属する団体等、特定の主義や指導に基づいて活動を行う団体でないこと。

オ　会員制によって運営されていること。

⑵　活動内容

本事業申請時において、事業者は、介護予防の理念に基づき、介護予防となり得る運動メニューについて継続した活動を行っており、その活動についての教室等を実施することが可能であること。

⑶　活動場所

文京区内で活動を行うこと。

⑷　実施回数

当該年度を１区切りとし、対象者1人当たり、最大１２回まで利用できる教室等を実施できること。

⑸　教室等参加者定員

教室等の定員は、各事業者で受け入れることが可能な人数とすること。

⑹　その他

必要に応じて傷害保険等に加入し、事故の際に対応できるようにすること。

従事者の過失等により発生した事故については、事業者がその責めを負うこと。

**3．補助金に関する基準**

⑴　補助金額

補助金の額は、対象者のフィットネス利用券の使用による補助対象事業１回の利用につき1,500円とする。但し、対象者は区から事業の登録を受けたフィットネスクラブのいずれでも利用券を使用することができるものとする。

⑵　補助回数

4月１日から６月30日まで、７月1日から9月30日まで、10月１日から12月31日まで、１月１日から３月31日までの3月分ごとに補助を行う。

【参考】運動従事者の資格例

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、東京都老人総合研究所が養成する介護予防運動指導員、健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士、これに準ずる介護予防の知識に精通した運動指導員、機能訓練等の経験のある介護職員、機能訓練等の経験がある看護職員、各種インストラクター等

【参考】介護予防の理念（厚生労働省「これからの介護予防」）

　介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。

　生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。